

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 23 年 2 月 28 日

審査機関名 社団法人 日本能率協会

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	株式会社ミート・コンパニオンにおけるバイオマスボイラー導入事業
排出削減事業者名	株式会社ミート・コンパニオン
排出削減共同実施事業者名	十日町市
事業実施場所	株式会社ミート・コンパニオン 新潟第二工場デリカセンター (新潟県十日町市高山 835 番 2)
事業の概要	株式会社ミート・コンパニオン新潟第二工場デリカセンターにおける給湯用の熱源としてバイオマスボイラーを導入することにより、既設の化石燃料蒸気ボイラーでの燃料消費量を抑制し、CO ₂ を削減する。
排出削減量の計画	●方法論 001 2011 年度 : 64 tCO ₂ /年 2012 年度 : 64 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 128 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	開始日 2011 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>事業の実施サイト視察、既存設備設置場所の確認、新設設備の設置場所の確認等を通じ、当排出削減事業の場所が日本国内であることを確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：新潟県十日町市高山 835 番 2</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2011 年 2 月 17 日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO₂ 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認している。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用できることを質問、関係資料の閲覧、及び事業実施場所への訪問時に既存設備の視察により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業者の投資回収年数については、入手した根拠資料等により検算した結果、31 年であることを確認し、投資回収年数計算の根拠データである関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>また、投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>本排出削減事業を実施する事業所は、十日町市内にある食肉加工所である。排出削減事業者は、経費削減や作業効率の向上だけでなく、国内外の CO₂ 削減の動きから省エネを検討し、これまで産業廃棄物として処理していた動物性油脂を燃料とするバイオマスボイラーの導入を決定した。しかし、本計画のような省エネ事業の実施は、投資回収年数の観点から実施することは容易でなかった。そのような中で、排出削減事業所がある十日町市は、市内の CO₂ の大幅な削減と地域の活性化を進めるために、市の施設だけでなく、民間企業にも積極的に国内クレジット制度に参加することを勧めている。当該事業所も制度参加を勧められており、排出削減事業者は、本制度の活用によって得られるクレジットの売却益</p>

	<p>が投資回収年数の短縮に繋がると考え、事業の実施に至ったことを現地審査時に確認した。</p> <p>なお、十日町市は「バイオマスタウン構想」を市の政策として掲げており、バイオマスの有効活用の方法を政策として検討している。当該排出削減事業者の計画は、十日町市のバイオマスタウン構想の一貫として位置づけられている。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>排出削減事業者への質問等により当事業者が自主行動計画制度に入っていないことを確認した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>●方法論 001 ボイラーの更新</p> <p>適用条件 1 については、A重油からバイオマス（動物油脂燃料）への燃料転換のため、ボイラー効率の改善には問われていない。</p> <p>適用条件 2 については、ボイラー設置より 5～6 年が経過していたが、定期的に点検・メンテナンスを行っており、継続的に利用可能であることを確認した。また、現地視察時に既存ボイラーが稼動していることを確認した。</p> <p>適用条件 3 については、現地訪問時の現場視察及び配管図にて、事業実施後のボイラーで生産した温水が自家消費のみに使用していることを確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれヒアリングと根拠資料により確認した。なお、ベースラインエネルギー使用量は、2010 年の稼動実績によって求められていることを確認した。</p> <p>3) 方法論 001 において、ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを根拠資料の閲覧により確認した。</p> <p>4) 本事業で使用するバイオマス燃料の輸送及び補機に係るリーケージ排出量については、本排出削減事業の排出削減量の 5% に満たないことを、関係者へのヒアリング及び根拠資料の閲覧により確認した。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」

を参照すること。

4. 特記事項

- ・バイオマスボイラーの燃料である動物油脂燃脂は、排出削減事業所内で発生するラード及びフロスを使用することを、排出削減事業者への質問及び現地視察によって確認している。

以上